

## パイプシャフト用メーターユニットに関する仕様書

### 1 目的

この仕様書は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年3月22日条例第5号）第7条の2の規定に基づき、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が指定するパイプシャフト用メーターユニット（以下「メーターユニット」という。）について、形状及び構造並びに材質等を定め、給水材料が有する性能を明確にするとともに、承認を希望する者（以下「申請者」という。）に対し、承認を行ううえで必要な事項を定めることにより、給水区域内における給水装置工事等に係る事業全般を円滑に運営する事を目的とする。

### 2 承認手続き

申請者は、承認を得ようとする給水材料について、指定給水材料使用承認申請書（第1号様式）を提出するとともに、この仕様書に定める事項のほか、製作図、その他関連法令を遵守の上、試作品を1体製作し、試作品のほか、試作品に対する各試験成績表、製作図、その他の関連書類等を企業団に2部提出すること。

また、公開図（製作図）には、直近の承認日と「越谷・松伏水道企業団仕様認定品」を記載すること。

記載例：●●○年○月○日承認「越谷・松伏水道企業団仕様認定品」

企業団は、申請者から提出された、試作品、各試験成績表、製作図、その他関係書類等を確認し、審査の結果、適合と認めた場合は指定給水材料使用承認書（第2号様式）を交付する。

### 3 メーターユニットの仕様

#### (1) 呼び径

メーターユニットの呼び径は次のとおりとする。

- (ア) 口径13mm
- (イ) 口径20mm
- (ウ) 口径25mm

#### (2) 機能及び構造

メーターユニットには以下の給水装置及び付属材料を有すること。

- (ア) 止水栓
- (イ) スライダー（メーター着脱機構）
- (ウ) 逆流防止弁
- (エ) 台座

#### (3) その他

- (ア) 一度減径した給水装置の口径を再度増径する構造は不可とする。
- (イ) スライダー操作のみでメーター器の着脱を可能とすること。
- (ウ) 減圧弁の有無を問わず、接続部のメーターユニットの取り合いは1次側を平行おねじ2次側をテーパめねじとする。

- (エ) メーターの点検及び交換、バルブの操作に支障がなく、メーターの機能に影響を及ぼさないこと。

#### 4 材料

##### (1) 止水栓

- (ア) 設置位置はスライダ直近の1次側とする。ただし、減圧弁付の場合は減圧弁の1次側とする。
- (イ) 材質は鉛レス青銅合金とする。
- (ウ) ハンドルは青銅合金製の蝶ハンドル、停水ハンドル仕様とする。
- (エ) 伸縮式ボール止水栓とし、開閉方向は左回り開き、右回り閉じとする。
- (オ) 止水栓には、企業団所有の閉栓キャップを用いることができること。
- (カ) ユニット設置後についても、装置の脱着を可能とすること。

##### (2) スライダー

- (ア) 設置位置はメーター器直近の1次側とする。
- (イ) 材質は鉛レス青銅合金とする。
- (ウ) スライダーは原則として手のみで開閉可能なものとする。ただし、プライヤやレンチ等の一般的な工具の使用を妨げる構造としてはならない。
- (エ) スライダー内部のOリングは容易に交換可能な構造であること。Oリングの寸法は越谷・松伏水道企業団が指定する以下の通りとし、スライダーの近傍には当該Oリングを内蔵していることを示す「共」の文字を容易に消えない方法で表示すること。

Oリングのサイズ表

呼び径	Oリングのサイズと本数	材質
13	P16 (内径15.8mm×太さ2.4mm) 2本	NBR 又は EPDM
20	JASO2023 (内径23.3mm×太さ2.4mm) 2本	NBR 又は EPDM
25	JASO2030 (内径29.7mm×太さ2.4mm) 2本	NBR 又は EPDM

##### (3) 逆流防止弁

- (ア) 設置位置はメーター器直近の2次側とする。
- (イ) 材質は鉛レス青銅合金とする。
- (ウ) 逆流防止構造は自重式とする。
- (エ) キャップの取り外しにより、設置後も容易にメンテナンスが行えること。

##### (4) 台座

- (ア) 材質はダクタイル鋳鉄とし、強固なメーター逆付防止機能を有すること。

## 5 形状及び寸法

- (1) メーターユニット及びその他の付属材料の外表面は滑らかで、有害な傷、割れ、ソリ、その他の有害な欠点がないこと。
- (2) 形状、構造は別紙参考図によることとする。
- (3) 使用するメーター用のユニオンパッキンの寸法は以下の通りとする。なお、製造方法は鋳型形成とする。ただし、外径については、問題なくメーターユニットへ取り付け可能であることを確認できる場合は、企業団との協議による。

呼び径	外径	内径	厚み	硬度
13 mm	23.0 mm	14.0 mm	3 mm	70~80
20 mm	30.0 mm	21.0 mm	3 mm	70~80
25 mm	36.0 mm	26.0 mm	3 mm	70~80

## 6 製品検査

メーターユニットは下記の性能を有するものであること。

- (1) 耐圧性能 (JIS S 3200-1)
- (2) 浸出性能 (JIS S 3200-7)
- (3) 止水性能 (JWWA B 108)
- (4) 逆流防止性能 (JIS S 3200-4)
- (5) 耐久性能 (JIS S 3200-6)

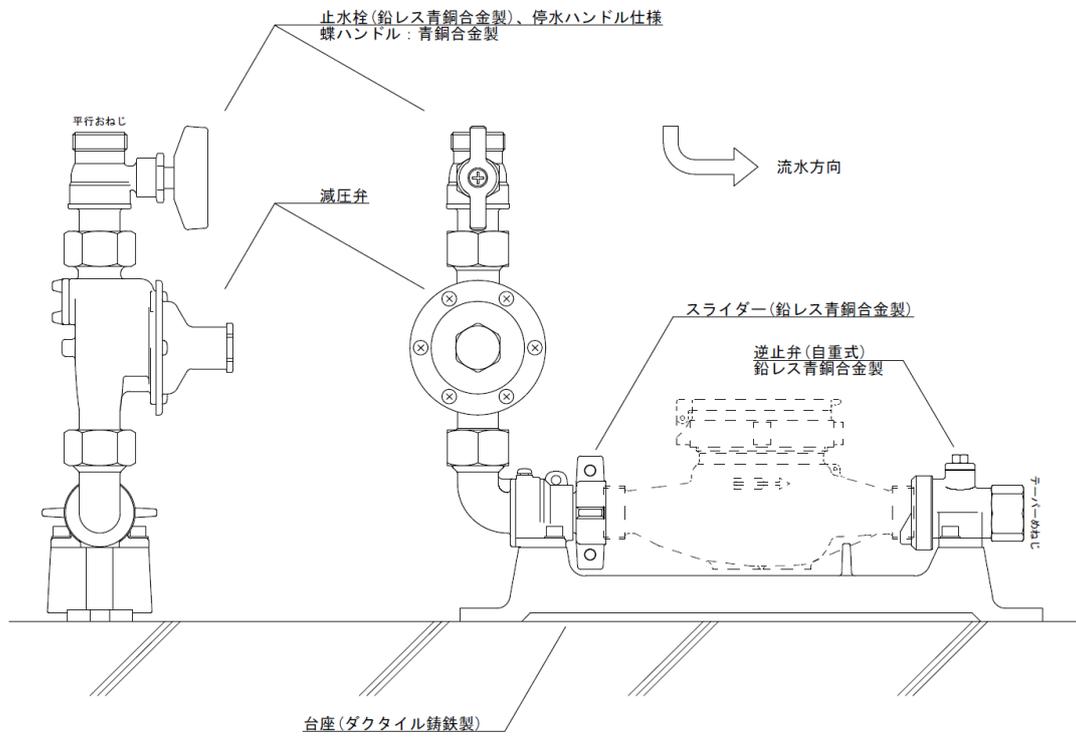
## 7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、随時企業団と協議を行うこと。
- (2) 当該製品が水道法施行令（昭和36年12月12日政令第336号）第6条及び越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（平成10年3月31日規則第1号）第4条の規定に基づいていること。
- (3) 本仕様書に基づき、承認を得た材料について、企業団は、その材料、構造等に係る改善が必要であると判断した場合は、該当する材料の承認を停止することができる。
- (4) 製作者は当該製品について、継続して安定した供給が可能であり、ユニット設置後についても、脱着が可能な給水装置及び付属材料について、単独の供給体制を確保しなければならない。

### 附 則

この仕様書は、令和8年2月26日から施行する。

参 考 図



## 指定給水材料使用承認申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団  
企 業 長 宛

住 所

申 請 者 名 印

下記製品について、指定給水材料としてご承認いただきたく、関係書類を添付の上、申請いたします。

記

### 1 申請器材

品 名 :

仕 様 :

### 2 添付書類

水企施第 号  
年 月 日

申請者名  
様

越谷・松伏水道企業団  
企業長

指定給水材料使用承認書

年 月 日付で申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、  
下記のとおり使用承認いたします。

記

1 承認器材

品名：

仕様：

2 承認日

年 月 日